

江東区議会政治倫理に関する検討会記録

1 日 時 令和5年9月26日(火)
午前9時58分 開会 午前11時43分 閉会

2 場 所 第1委員会室

3 出席者

(1) 議 員 () は欠席

◎ 山 本 香代子 (議長)	○ 徳 永 雅 博 (副議長)
古賀 じょうじ	さんのへ あや
川 北 直 人	吉 田 要
石 川 邦 夫	大嵩崎 かおり

(2) 事務局職員

事 務 局 長 原 俊 二	事 務 局 次 長 栗 原 真一郎
庶 務 係 長 藤 田 京 子	議 事 係 長 岩 瀬 規 恵
調 査 係 長 若 林 克 彦	庶 務 係 員 田 中 直 輝
議 事 係 員 大 石 謙 一	調 査 主 査 野 村 領 作

4 議 題 等

(1) 協議事項

- | | |
|-------------------------------|----|
| ① (仮称) 江東区議会議員政治倫理条例について…………… | 1 |
| ② その他…………… | 35 |

5 会議内容

別紙のとおり

6 提出資料等

- ・資料1 政治倫理条例の条文構成に対する意見一覧
- ・参考1 江東区議会議員政治倫理条例の条文構成例について

午前9時58分 開会

◎開会の宣告

○山本香代子会長 おはようございます。

ただいまから、第4回目の政治倫理に関する検討会を開会いたします。

◎協議事項1 (仮称)江東区議会議員政治倫理条例について

○山本香代子会長 では、早速議題に入ります。

本日、2点の議題がございます。それでは、協議事項1の「(仮称)江東区議会議員政治倫理条例について」、事務局より説明をお願いします。

○事務局次長 それでは、議題1(仮称)江東区議会議員政治倫理条例について御説明いたします。

前回の検討会において、政治倫理条例に盛り込むべき項目については、今月11日に開催されました政治倫理に関する研修の内容を踏まえ、各会派において意見をまとめ、本日の検討会より協議を行うとのまとめとなっておりました。そこで、各会派より提出のありました意見を資料1として一覧表にまとめましたので、本日はこちらを基に御協議を進めていただければと考えております。

なお、前回の検討会にて各委員より各区の状況など、幾つかの御質問をいただいております。事務局にて調査し、確認した点がございますので、資料の説明の前に御報告させていただきます。

まず、議会の措置について議長、議会、審査会など様々な表現が条例上ある中で、どのように決定しているのか、措置の決定の流れについての御質問がございました。幾つかの自治体を確認する中で、調査請求事案について審査会が審査した後、議長に報告と必要な措置の勧告を併せて提言し、本会議で勧告決議を取るという流れを幾つかの自治体は取っていることを確認いたしました。

例えば、北区では政治倫理条例上は、審査会からの報告・勧告を尊重し、必要と認められる措置を講ずると規定しておりますが、条例とは別途、規定を定めておられて、勧告できる措置の種別を注意、一定期間の出席自粛勧告、議長等の役職辞任勧告、議員辞職勧告の4つの措置を定めております。

また、さらに、幹事長会等において解釈指針を定めておりまして、その中で、審査会で措置が必要と認めるときは幹事長会・議運で決定といった形を取っております。

続きまして、住民の人数、調査請求要件を決めた経緯等々の御質問がございました。選挙権を有する1,000人としている墨田区に確認したところ、乱用を防ぐという観点、また、あるいはハードルが高過ぎないといったことを協議した結果、有権者数の200分の1の1,000人としたという経緯を確認いたしました。その他の自治体についても議論の中でそれぞれ決定したという回答を受けており、特段基準等はございませんでした。

これは様々、自治体のほう、意見を聞いていますけれども、ある自治体では事務監査請求の50分の1という意見、この自治体、大きな自治体でして100万人程度の自治体なんですけれども、50分の1となりますと、2万人という形になるかと思いますが、これと、一方で、50人以上でいいのではという意見もありまして、ここは大きな差があって、最終的に議論を進める中で、間を取ってという形になるかと思うんですけども、200分の1という形で定めたと。この自治体ですと、200分の1ですとおおむね4,000人程度となるかと思いますが、そういった形で決まった例など様々でございました。

さらに、もう1点、審査実績についての御質問がございました。実際に審査した実績があるかというところになります。こちら、近隣自治体での審査実績、大変少ないところではございましたが、調査請求要件を住民100人以上としている新宿区につきましては、6回あるということにして、審査結果は、却下及び違反なしが4件、議長に注意等を提言したのが2件といった形ということでお聞きしております。

以上、前回いただいた御質問に関する内容についての調査結果となりますので、御協議の参考にしていただければと存じます。

それでは、資料1を御覧ください。

こちらは先ほど御説明したとおり、各会派より項目全てにおいて一つ一つ要否等の御意見をいただき、まとめた資料となっております。資料の見方といたしまして、一番左に検討すべき項目、その右側に各項目における各会派の現時点での要否、また、その右にその理由、さらに一番右には、条文の中身等への各会派の意見をまとめて記載させていただいております。また、各会派より挙げられた、その他必要と思われる項目や自由意見については、3ページに記載をさせていただいております。

本日は、この資料を基に条例の構成や内容について改めて御協議をいただきたく存じます。なお、協議の参考のため、前回検討会資料を参考1としてお付けしております。

資料の説明は以上でございます。

○山本香代子会長 ただいまの事務局からの説明のとおり、各会派からいただいた意見を資料にまとめさせていただきました。

本日は、1、目的から順に、各会派の意見を伺い、協議を進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、各項目のうち、三角とバツの会派の御意見をお伺いした後に、その他の御意見をいただければと存じます。

それでは、まず初めに項目1、目的について、意見を聞きたいと思います。それでは、三角だった自参無さんからお願いします。

○川北直人議員 三角は限りなく丸に近い三角なので、基本的な、まず、各項目に入る前に、自参無のスタンス、取りまとめた方向性なんですけれども、基本的には、会派の中で賛否が真っ二つに分かれるものですとか集約が困難なものもあります。なので、提示の段階では、基本的に議員活動の制約を極力少なくしていくという方向性を持った上で、純粹に丸ということよりも、否定的な意見があったことを重視して、記載をさせていただいております。

それから、三角の中でも、目的なんかはそうなんです、条文の中の言葉を少し変えてほしいというぐらいの程度でございまして、そういった御意見については、執行部のほうで、そしゃくせずにそのまま載せております。なので、目的については、「区民の信頼」という言葉を「区民からの信頼」という言葉がいいんじゃないかという御意見があったので、そのまま掲載させていただいております。

以上です。

○山本香代子会長 ということで、4行目ですね。「区民の信頼」を「区民からの信頼」に変えるという形でいかがですか。目的のところの4行目、参考1のところに出ている、参考1-1の目的の4行目の後半のほう、「区政に対する区民の信頼」というところを「区民からの信頼」、というところを変えますと、うちの自参無は丸とい

うことをございます。それでよろしければ。そういった御意見があったというところで、これは別に、そんなに「区民からの信頼」でも、そんなに大きく変わらないので、もしよろしければ、区民からの信頼ということで、ここを変えることでよろしければ、これで、目的はまとめさせていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○**さんのへあや議員** 議論の進め方なんですけれども、そもそもそれぞれの項目が必要か、必要じゃないかというところを整理した後に、各項目の整理に入っていくという認識でいたんですけれども、これは今、もう1度、この場で、条例の中の文章も決めるということですか。

○**山本香代子会長** 今、これ、資料1を見ていただくと分かるんですが、例えば、バツだったり三角だったり丸があったりする場合は、まだまだ協議の必要性を感じるんですが、このように分かりやすい、ここをというようなものがあれば、もしこの場でまとめれば、それはそれで条文に載せるということの一つ一つ決定していきたいなど。

ですから、例えば、意見がいろいろ出るようでしたら、今日、そこで全部をまとめるということはないです。

○**事務局次長** 1点、文言整理の中の御意見、大変貴重なもので、いただいた上で御整理いただくというのは一つの手かと思います。ただ一方で、もしかしたら我々のほうも文書等を通して、全体的な接続詞であるとか、そういった部分の修正というのは、今後、事務局のほうでも、もしかしたら文書等のやり取りの中で文言整理を行っていく可能性もございますので、今回いただいた御意見を踏まえて、条文はつくらせていただくという形を想定しますが、もしかしたら、その後、また、改めて文言修正等の最終的なものについては御覧いただく可能性はあるかと存じますので、その辺を踏まえて御議論いただければと存じます。

以上です。

○**山本香代子会長** 分かりました。よろしいですか。

一応、目的のところは、そこの4行目を変えるところで、また、考えていきたい。

○**大嵩崎かおり議員** 今の事務局からの発言もあるんですけども、自参無さんから、「区民の信頼」を「区民からの信頼」、話し言葉とかにすると「区民からの」というふうになるのかもしれないんですけど、通常条例ではどういうふうな言い回しをし

ているかとかというのもあるので、あまり基本的に変わるというところではないと思うんですよ。ただ、ここはこれに決定するかというふうにしなくて、この辺は、言い回しとかは、事務局の今後の整理に任せたほうがいいのかなどは思います。

それと、あと、さんのへさんのほうから、大分文章を、全体的な意見もついているので、その辺もどうするかというのがあると思うんですけど、どうでしょう。

○山本香代子会長 先ほど申し上げたとおり、これ全部、一つ一つ、これから今日やっていくんですが、丸と三角の部分というのは、意外と分かりやすい部分で、確かに文言の整理は、事務局に、最終的にもう1回たたき台を出しますけども、このこの部分の一つ一つ前へ進めていきたいんですが、いろいろ先ほどもおっしゃったように、バツ、三角、丸と、いろいろな御意見があるものに関しては、まだまだ深く協議していかなくちゃいけないという案件だと思うんですが、今、しょっぱなのこういった形のもの、文言の整理というところの調整は必要かもしれないけど、条文の中で。

だけど、それを前に進めていきたいんですが、だから協議、これで一つ一つ決めていくということじゃなくて、前へ進めていきたいんですけど、何かございますか。いろいろな意見が。

○川北直人議員 まず、ちょっと提案なんですけど、まず、項目を載せるか載せないかというところの議論で、項目を載せることを決定した後に、条文案の案文について意見があったらというところでいいかなと思うんですけど、目的は多分、基本的に、私が冒頭申し上げたとおり、限りなく丸に近いので、文言整理は後でもいいのかなと思います。なので、先に項目の必要か否かを決めてしまったほうがよろしいかなと思います。

○山本香代子会長 じゃあ、そういう形で。これ、細かくて、実際にどういうふうに進めたら一番いいのかよく分からないところもありまして、そういう意味では、項目として入れるか入れないかの部分で今日は進めていく。当然、そうしますと、1の目的はこのようですから項目に入れるということによろしいですか。

続きまして、次に行きます。じゃないと、時間がずっとかかっちゃうからね。続きまして、今度、次は項目2、議会の役割についてです。全ての会派が丸としておりますが、特段何かございましたらどうぞ、お伺いしますが、いかがでしょうか。丸です

から、これで入れるということでもいいですね。

次、行きます。次は、項目3、議員の責務について意見を聞きたいと思います。まず、公明党さんの意見をお願いします。

○石川邦夫議員　　じゃあ、うちのほうから。議員の責務に関しては、三角の理由としては、江東区では、有罪の判決が出た、こうした状況もあって、議員に対しての様々なものが必要じゃないかと考えまして、会津若松市が条文を掲載しているのを参考に入れさせていただいています。

1番目と2番目、1番目はそのまま、事務局で出た条文をそのまま載せて、2番目のほうは、議員として自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、区民の信頼に値する倫理性を自覚し、区民のお手本となるよう、その品位の保持に努めなければならないという形で、議員が律するためのこうしたものを、会津若松市では、実際に条文として載せているものですから、こうしたものを参考に、江東区でもこうしたものを入れたほうがよいのではないかとということで書かせていただいています。

○山本香代子会長　　ということでございますが、当然、これは今日の段階では、条文に入れるということによろしいですね。文言整理のところなんですけど、具体的に何か、あるいは、そういった御意見があつて。

○川北直人議員　　今、石川幹事長のほうからありました御提案は、議員の責務というところで、より理念的なものを、さらに明確といいますか、にしていく方向性については、会派としては賛同できると思っておりますので、項目プラス、今の御提案については、賛同できると思っております。

以上です。

○山本香代子会長　　ほかに。

○大嵩崎かおり議員　　問題ないと思うんですけども、ただ、事務局案の、そうすると、2番の取扱いというのはどういうふうにお考えなのか、その辺をお聞きしたいです。

○石川邦夫議員　　現状としては、議会事務局から出ているものとは少し違います。説明責任とか、こうしたものが書いてあるわけでありまして、一応、うちの会派の中ではこうしたものよりも、議員を律する、こうした言葉のほうが、非常にいろいろな形

で、政治倫理条例の中では、江東区で、非常にそちらのほうが優先してやっていったほうがいいのではないかとということがあって、一応入れさせていただいていますので、様々な説明責任に関しては、今後のいろいろ問責とかいろいろなところでも現実出てくるものなので、こうしたものでは、議員に対する、律する言葉のほうが優先をして入れさせていただいていますので、3番という形ではなく、2番のみでどうかということを出させていただいています。

○山本香代子会長　ほかに御意見は。

○大嵩崎かおり議員　やはり、あとの例えば資産報告だとか兼業の報告だとか、そういうところにも関わってくるかと思うんですけれども、私は、公明党さんを別に否定するわけではないんですけれども、自ら率先して説明責任を果たすというのは残しておいていただきたいなというのと、あと、「区民のお手本となるような」というのは、なくてもいいのかなど。倫理性を自覚し、品位の保持に努めなければならないと、お手本といってもなかなか曖昧な感じもあるので、条文としてはあまりなじまない、こういう表現というのはあまりなじまないんじゃないかなというのと、それから説明責任を果たすというのは、文言としては残していただきたいなと思います。

○山本香代子会長　ほかに御意見ございますか。よろしいですか。

これは、議員の責務、3番に関しては、この項目は、もう少し文言整理等を検討するとして、条文構成に、これを入れていく方向でよろしいですか。少し文言整理はさせていただきます。今の御意見を聞いて、踏まえて、よろしいですか。

じゃあ、次、行きます。次は4の区民の役割について、意見を聞きたいと思います。では、自参無さん、お願いします。

○川北直人議員　三角との印がありますが、よく見ると丸に見えてきますので、その取扱いをお願いします。

○山本香代子会長　こちらも条文構成に入れるということでよろしいですか。こちらは終了いたします。

次に、項目5、政治倫理基準について、意見を全ての会派が必要としておりますので、具体的な項目について検討を進めます。よろしいですか。これはよろしいですね、このままで。

次に、その中で、それでは、基準の中身に入っていきます。1点目、1、信用失墜行為の禁止について意見を聞きたいと思います。まず、初めに、自参無さん、お願いします。

○川北直人議員　これも会派内から出ている意見で、条例案文の「信頼を著しく失墜」というところの「著しく」を削除すべきではないかという御意見があった程度でございますので、項目としては、入れることに賛同しております。

○石川邦夫議員　自分は三角で出させていただきました。議員として律していく言葉を入れるということで、内容的には、地位を利用した行為などという形の文言を追加で、様々な議会の政治倫理条例の中で、地位を利用した行為などというところが入っているところが結構あるものですから、こうしたものを入れたほうがいいのではないかということで、意見を出させていただいています。

○大嵩崎かおり議員　自民党さんからも、「著しく」というところに御意見がついていましたが、私たちとしては、「著しく影響を与え」というのは一体どういうことなのかというところが大変曖昧だと思うんですよね。なので、ここは検討が必要かなと思っておりまして、だから、むしろ削除、削除しちゃうと文章が繋がらないんですけども、ここはちょっと検討が必要かなと。どういうふうにといいのがないんですけども。

○山本香代子会長　ということは、これは、本項目については、また、文言整理等は検討するとして、条文構成に入れるという方向でよろしいですか。文言整理が必要ということですね。これはこれで終了いたします。

続きまして、次は、項目2の契約における不正な働きかけの禁止について、意見を聞きたいと思います。

○川北直人議員　こちらが、書いてあるとおり、会派内で賛否が非常に分かれました。従来からの、研修会の際にも発言をさせていただいて、講師の先生の御答弁にもありましたが、契約事務というのは、基本的には執行部の範疇ということになります。それを前提としたときに、議員の提案活動、あるいは紹介活動、こういったものも、特定の個人、企業、またはその団体のための利益になる活動とは断言できないだろうというのがありまして、この条文のままですと、そうした紹介活動、議会活動、議員活

動としての活動までも制約されてしまうおそれがあるという御意見がありました。

ですので、条文の中において、そうした提案活動等々が担保されているといえますか、そうしたものが議会活動にはありますよということが明文化されていないと、議員活動を制約してしまうのではないかというおそれを危惧しております。

それから、講師のお話にもありましたが、契約事務というのは執行部の範疇になりますから、基本的には、この問題は行政側においても基準を設けていますけれども、議会側との、そうした意見があるということも踏まえた上での、行政側の考えといえますか、規定も明確化しておく必要があるんじゃないかなと。こちら側がつくるのであれば、必要があるんじゃないかなと思っております。

○大嵩崎かおり議員 1点、ごめんなさい。先ほどの信用失墜のところなんですけども、「著しく影響を与え」のところ。

○山本香代子会長 戻りますか。

○大嵩崎かおり議員 ごめんなさい。自分で意見を書いておいて、こっちの条文の中身について、こう変えたらいいんじゃないかということで、信用失墜行為の禁止自体については異論ないところなんですけれども、「著しく影響を与え」というのが曖昧なので、どういう行為が駄目なのかというところで、品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれがある行為を行わないことというところに変えたらどうかというので提案しておりました。申し訳ありません。先ほどのところで。

○山本香代子会長 それもひっくるめて。

○大嵩崎かおり議員 そうですね。文言の整理になるかと思しますので。

それから、今の契約における不正な働きかけの禁止ですけれども、この条文自体はいいと思うんですけれども、そこに指定管理者の指定ということも、文言として、入れたほうがいいと思います。委託、請負、指定管理者も委託の一つだとは思いますが、明確にするために、指定管理者の指定ということの文言を明記すべきだというのが私たちの意見でございます。

○山本香代子会長 ほかに御意見はないですか。よろしいですか。

○石川邦夫議員 会派としては、一応丸な状況なんですけども、1番は働きかけの禁

止ではなく、不正な働きかけの禁止というのが、②の大きな意図かなと思っています。私たちがいろいろな事業者を紹介したりとかという機会がありますけれども、現状としては、不正な働きかけで、様々、入札等における、こうしたものの有利、不利になるような、こうしたものを現状としては禁止する、こうしたものなので、どちらかという、紹介的なものが一切できないわけではなく、入札で落札できるような不正な働きかけを禁止するものであるという認識なので、ある程度、こうしたものに関しては、必要な部分は大きいかかなと思っています。

以上です。

○吉田要議員 私たちの会派でも、これに関しては、丸を付けさせていただいたんですが、そもそもの倫理条例の制定の経緯になった事件というのが、やはりここに該当してくる項目、この項目に該当してくる項目だったと思っておりましてので、ここの禁止事項というのは入れるべきというところは強く思っております。

今、石川幹事長がおっしゃられたように、まさに不正なという、働きかけという、不正という文言が入ってくるのが大切だと思っております。やはり議会の活動の中では、様々、大切なものなんていう入ってくるものの情報があるわけですから、そういうものは、当然より不利になる取り計らいなんてやらないのは大前提なんです、不正というところをしっかりと記すること。であれば、絶対残すべきなんじゃないかなという意見が多かった。

以上です。

○山本香代子会長 だからこちらも、こちらは今、見ていただくと分かるんですが、下に例で、契約に関し、特定の個人または企業が有利となるよう入札予定価格を聞き出すなど、職員に働きかける行為、これはまさしく不正な働きかけとなるので、そのことを、当然、これを皆さん入れるということに関しては一緒だと思うので、こちら、ここは、またこれも微妙なんですけども、文言整理等をもう少し検討、たたき台のほうを出させていただければと思いますので、またそこで協議していただければと思います。

じゃあ、こちらを条文に入れるということに関して、どうぞ、大嵩崎議員。

○大嵩崎かおり議員 もちろん項目自体が契約における不正な働きかけの禁止という

ことで、これは事務局に聞きたいんですけども、条文に書く際に、単に契約における不正な働きかけの禁止という項目になるのか、それとも、区が行う委託契約、その他の契約に関しという、そういう文言まで含めて記載をする形になるのか、その辺があるかと思うんですけども、どうでしょうか。

○事務局次長 参考の2ページになるかと思うんですが、イメージとしましては、事務局のほうのイメージとしましては、条文例の①、例えば信用失墜行為の禁止と書いてある右側、区政運営等々の3行あるかと思いますが、こちらをひとまとめにして条例に載せるという想定で、今、皆さんのほうに、一応資料として御提示しているといった状況です。

ただ、その下の括弧の例というのは、これは様々あるかと思しますので、これは、こういうことが想定されるのではないかという例を載せているわけなので、こちらについては、特段、条例上、載せるという予定は、今のところないところでございます。

○山本香代子会長 いいですか。こちらも文言整理を検討するというので、条文構成に入れる方向でさせていただきたいと思えます。

続きまして、次は、項目3、③不当な影響力行使の禁止について、御意見を聞きたいと思えます。お願いします。

○大嵩崎かおり議員 これは基本的には賛成なんですけれども、例のところに、職員の採用、異動等に関してと記載がありますが、職員の採用等に当たってという文言をぜひ入れていただきたいなど。ここは地位を利用した働きかけというところに当たるのだと思うんですけども、職員の採用等のあっせん禁止ということを入れたらいいかというところなんですけれども、職員の採用等のあっせん禁止ということを入れたらいいかというところなんです。

○石川邦夫議員 うちも前回の研修会の中で、職員の採用とか異動への不正介入、また、昇任もしくは人事異動に関して、推薦紹介を通常はしないという形だったので、こうした文言を入れるほうがいいのではないかということで、現状、条文の中身も、右側のほうで入れさせていただいておりますので、共産さんと、大嵩崎幹事長と同じ意見になります。

○山本香代子会長 具体的に入れたほうがいいのかというお考えということですね。ほかに何かよろしいですか。じゃあ、こちら少し今度練って、また新たに出しますが、

条文構成に入れることに関しては皆さん同じだと思いますので、そういう形にさせていただきたいと思います。

続きまして、次の項目、④地位を利用した金品等授受の禁止については、全ての会派が丸としておりますが、何か特段の御意見ございますか。よろしいですか。これも条文に入れるということで、このようにさせていただきます。

続きまして、項目⑤道義的批判を受ける寄附等の自粛についての御意見を聞きたいと思います。

○川北直人議員 我が会派としては、これは明確にバツをつけさせていただいております。

理由のほうに書いてありますとおり、政治的、道義的な批判というのが客観的だろうということと、寄附については、政治資金規正法において、厳格に処罰も含めて規定をされておりますので、そもそも倫理条例のさらに上という言い方が正しいのかどうかあれですけども、その規定を守ることで、事が足りると認識をしております。

以上です。

○山本香代子会長 ほかにはないですか。

○大嵩崎かおり議員 そこなんですけれども、政治資金規正法ですとか請負だとか、その他指定管理についても、法律では認められてはいるけれども、自粛をすとか辞退をすとかという、自ら疑惑を持たれるような行為をしないというところで、私たちは自ら、法律はあくまで最低限のところですので、それを上回る規定を持つということは、別に問題はないと思いますし、やはり今回、道義的に、争っているところだと思うんですけど、寄附、その見返りではないと主張されているのかもしれないけれども、やはりそこが道義的に批判を受ける、疑いを持たれているところであるわけで、ここは今回、入れるべきだと、要中の要ではないのかなと私は考えます。

○さんのへあや議員 おっしゃるとおり、政治資金規正法のところで、ある程度の規定というところはなされてはいるんですけども、一例に挙げさせていただいた迂回献金ですとか、違法性が問えなくても、政治的、道義的にはおかしい献金の形というところ自体を防ぐと、疑わしき、そういった疑われるようなことをしないという前提で、寄附等の自粛というところは私も必要と考えております。

○石川邦夫議員　うちとしても、非常に道義的批判を受ける寄附等の自粛に関しては、非常に大事な政治倫理条例の、特に江東区に関しては大きなものだと考えています。例にあるとおり、法令に違反しないとしても、区民に不信感を与えかねないような寄附を受ける行為と。政治資金規正法との法令違反は当たり前であるんですけども、それ以上に、いろいろな形の批判、こうしたものを受けるおそれのある寄附に関しては、律していく部分で考えても、ぜひこれに関しては、この条例に関しては載せるべきと会派では考えています。

○吉田要議員　うちの会派の中でも、政治資金規正法があるからいいんじゃないかという意見も一部あったんですが、ただ、今回の条例制定というのは、まさに疑惑というようなものを払拭する意味合いでも、高い倫理意識を設けるべきというところで、会派として丸をつけさせていただきました。なので、やはりこの文言で載せるべきという意見でございます。

○山本香代子会長　ほかいいいですか。

○川北直人議員　それぞれ御意見をいただいておりますけれども、そもそも政治的、道義的な批判というのは、政治的立ち位置とか、そうしたところにもよってくるんだと思うんです。そこを全てに共通する倫理条例として制定してしまうというのは、やはり政治活動そのものを制約することになってしまいますので、あくまで政治資金規正法にのっかって、どの政党に属していようが、属していなかろうが、その規制にのっかって政治活動をすることについては自由であるべきだと思っております。

それから、迂回献金という言葉がありました。規定が、定義がされていないと思います。法令上、寄附を団体同士で、団体間で行うことは認められている行為でありますから、そうしたことも恐らくスタンスによって見方が変わってくるということになるので、それをもって、政治的、道義的な批判を受けるものには、私は該当しないと思っております。

○山本香代子会長　こちらは意見が分かれていますので、これは少しまた協議を重ねていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。こちらはこれで終了いたします。

続きまして、次、項目の⑥、人権侵害のおそれのある行為の禁止について、御意見を聞きたいと思っております。

○石川邦夫議員　　うちは三角で、現状としては出させていただいています。特に人権侵害のおそれのある行為、パワハラ、あとセクハラとあるんですけども、SNS等のこうしたものも関連する機会も多いものですから、現状として出させていただいたのは、6と7、次の名誉毀損行為の禁止という形を合わせて、中身の条文として入れていくことはどうかと思っています。上のほうに出させていただいている中でいうと、ハラスメント行為をしないことと、そうした中で、現状として名誉毀損行為、守秘義務違反、こうしたものも条例の文として条文を入れさせてもらって、6、7と合わせていくと、現状としては、結構SNSで関連するものも非常につながりがあるものなので、こうしたもので取り組んでいくのはどうかということで出させてもらっています。ほかの市とかいろいろなところでも、こうしたものを合わせて行っているところも結構あるものですから、こうしたものを参考に出させてもらっています。

○さんのへあや議員　　私も条文の整理が必要という意味合いでの三角を出させてもらいました。

次の名誉毀損行為も含めてなんですけれども、なかなか定義を細かく定義することが難しい、人権侵害のいろいろな種類というところがありますので、そういった場合、一例なんですけれども、名誉毀損行為の禁止のほうに書かせてもらいたんですが、そもそも議員の責務として、名誉と品位を損なうような一切の行為を慎みという一文を入れることによって、あえて人権侵害のおそれのある行為の禁止ですとか名誉毀損行為の禁止というところを条文に入れていない自治体というところの事例もありましたので、一応参考程度に、このことを述べさせていただきます。

○大嵩崎かおり議員　　今、皆さん6、7、併せて意見を述べられているので、私も7のほうで意見があるんですけども、誹謗中傷行為というのは、何をもって誹謗中傷に当たるのかというのはすごく判断が難しいと思うんですよね。乱用される危険性というのも多々ありまして、この間の研修会では、どこかの自治体は、明確に誹謗中傷行為というところで、禁止項目を別個に設けているという例が紹介されていたんですけども、どこだったかな。亀岡市議会ですね。これ、今、人権、思想、信条、宗教などの差別、または差別を助長する情報とかと、かなり細かく規定をされているので、もし入れるとしたら、何がいけない行為なのかというのは明確にしておく必要がある

など思うんです。

それから、石川委員のおっしゃったように、名誉毀損行為というのも人権侵害の一種なので、一緒にしてもいいのではないかというところでは、賛同いたします。

以上です。

○山本香代子会長　では、⑥と⑦を一緒にしてはどうかというお考えの御意見がありましたけど、その件に関してどうでしょうか。

○川北直人議員　我が会派が⑦のほうでバツにしている理由として、条文中にある、⑦のほうの条文案のほうにあります、虚偽の事実、虚偽をどのように認定するのかというところですか、その辺の定義づけとといいますか、解釈が難しいなというところから、⑥の人権侵害のおそれのある行為の条文について、今、石川さんや大嵩崎さんから御提案のあるような内容を盛り込んだ形で一本化、集約していくという方向性なら、よろしいんじゃないかなと思っています。

○山本香代子会長　それに対して、⑥と⑦を一緒にということに関して異論ないですか。それで、⑥と⑦を一緒にした形で、少し条文を、文言整理をまたさせていただいて、示させていただきたいと思います。改めて、⑥、⑦の御意見はよろしい、何かございましたら、⑥と⑦を一緒にの考え方なので、いいですか。では、⑥と⑦はこれで終了いたします。

続きまして、項目⑧、反社会的な団体等との関わりの禁止について御意見を聞きたいと思います。

○川北直人議員　これは、もちろん当たり前のことと言えば、全てが当たり前のことなんですけど、特に反社会的な団体というのが、もちろん交流とか関わりを持つべきでないというのは当たり前なんですけど、様々な関係性がある中で、今、相手方も見えづらいことになっていますから、気づかなかったケースもあると思います。なので、その辺の、事後に関わりを断つことでいいのか、その点では、もちろん気づいた段階で関わりを断つことになるんでしょうけれども、条文として入れるのは、少しどうなのかなという御意見があったところです。

江東区暴力団排除条例で対処すべきではないかといった御意見もありました。

以上です。

○大嵩崎かおり議員 そのときには分からなかったという場合ももちろんあるかと思
いますけれども、それによる事例、その関わりを持ったことによって発生した事例に
ついては、責任はある程度持つべきだと思いますし、それで処分という場合もあるか
とは思いますが。

さっきの政治資金規正法の関係のところでもあるんですけども、ほかに条例がある
から、こっちで記載する必要はないんじゃないかということではなくて、やはり、こ
の条例はこの条例で、ある程度、完結をさせるような内容にしたほうがいいと思いま
すので、反社会的団体との関わりは行わないんだという意味を示すためにも、入れる
べきだと思います。

○山本香代子会長 ほかによろしいですか、こちら、また少し、バツもありますの
で協議をさせていただきたいと思います。こちらは以上で終了いたします。

続きまして、⑨、項目9です。その他法令等違反の禁止について御意見を聞きたい
と思います。

○吉田要議員 そうなんです。書いてあるとおりで必要ないんですけども、と思っ
ているんですが、今回が政治倫理条例の、まず、第一歩になるわけですので、その他
で漠然と書くよりも、また、先に改正ごとに事例なんかを研究して行って、足してい
くというようなスタンスのほうがいいんじゃないかなと思ったので、あえて、ここの
明記をする必要はないというふうに、バツをつけさせていただきました。いいですか。

○さんのへあや議員 私も三角なんですけれども、まずは、条例制定というところを
進めた上で、その他という部分に関しては、改正ごとに協議していくという方向性で
いいんじゃないかなと思っています。

以上です。

○大嵩崎かおり議員 恐らく、ここに規定しない法令違反等にも対応できるようにと
いうことで入れているものなので、私は入れておいたほうがいいのかと思うんですよね。
当初想定していなかったような、重大な区民の信頼を裏切るような違反行為というの
があった場合の対応だと思うんですけど、事務局の意図はどういうところにあるのか、
お聞きしたい。

○事務局次長 こちらは特に事務局の意見というより、ほかの自治体でそういう例も

あるということで記載させていただいたものですので、こちらは御協議いただければと考えています。

ただ、こちらのその他法令等違反の禁止の規定がない自治体もかなり多いといった状況、逆にないほうが自治体としては多いかなというところは。

以上でございます。

○山本香代子会長　これは当然のことではあるんだけど、だから要らないんじゃないかという、やはり入れるべきだと、今これ、2つ分かれておりますので、もう1回ちょっとこれ、もう1回。

○石川邦夫議員　うちの会派としても、一応丸はつけておりますけども、先ほど言ったように、基本的には法令の違反の禁止、これは当たり前のことであるので、万が一、今までの中で、江東区として決めたこと以外に出てきたら、ある程度、修正とか、そういったものが必要になる、こうしたものを考えていくと、全て網羅して、わざわざ入れる必要は、他区の様々な状況を考えて入れていないところも多いということですから、無理して入れなくても大丈夫かなというのは意見を申しつけておきます。

○古賀じょうじ議員　今、石川議員がおっしゃったように、私どもも想定外のことを想定して、この一文を入れておいたほうがいだろうという程度の意見でございまして、今、いろいろ前半の議論を聞いていると、かなり細かくしていこうということをおっしゃっているので、それで十分ではないかなと、結論としては、なしでも構わないと考えています。

○山本香代子会長　実はこれ、私もこのほかの法令違反って何というぐらいのレベルになっているので、これは、私個人的な意見というか、皆さんの意見は入れたほうがいい、念のため、入れたほうがいいぐらいのレベルだったら、入れなくてもいいんじゃないかと私は思っているんですが、それでまとめさせていただきませんか。いいですか。すいません。大崎議員、そういう訳で入れないということで決めさせていただきます。こちら、終了いたします。

次に、項目6、兼業の報告義務について、御意見を聞きたいと思います。

○川北直人議員　基本的には丸のスタンスではあるんですが、条文の中において、区に関わる法人に限定すべきではないか、あるいは、親族等は除き、議員本人のみの報

告とすべきではないかという意見が出ております。そうした意味で三角としております。

○石川邦夫議員　理由のほうには書いてあるんですけども、研修の中で、江東区でも透明性の確保、こういうものが必要だという研修内容もあったものですから、北区のほうで今取り組んでいる、企業等の役員になっている場合に関しても報告の義務づけを行う倫理条例となっています。

こうしたものを江東区でもしっかり行っていくべきということで、中身等の意見については、北区の、こうした条例を入れさせていただく形のほうがいいのではないかとということで、会派として意見がまとまって出させていただきましたので、現状、こうしたものも行っていくべきと考えています。

○大嵩崎かおり議員　基本的に事務局の案に賛成なんですけれども、ここにも、指定管理者の指定についても加えるべきだと思います。

以上です。

○吉田要議員　うちの会派も、基本的に事務局案で丸を打たせていただいたんですが、事務局に確認で、これ、私がかかせていただいたんですけども、オーナーと株主は同じかもしれないんですけど、例えば株主だった場合、要は、会社の中身、全部把握していないようなケースなんかも仮にあるとしたときに、関連してくるようなことというのは全部報告する必要があると考えるべきなのか、お聞きしたいです。

○事務局次長　まさに兼業の報告義務の中でも、どこまでの人を兼業とみなし、報告をさせるかというのをお決めいただく形になろうかと思います。

こちら考え方、様々ございまして、まず、そもそも、本人だけなのかということ、本人だけではなく、どこまで兼業の報告をさせるのかということも議論の一つになりますし、あとは、先ほど議論の中にもありました、いわゆる区との取引等々の部分の関連する企業その他団体に限るのか、または、そうではなく、全てそういった団体や企業に勤められた場合には全て兼業の報告をするのか、その範囲。

その中で、例えば今、オーナー、あと株主とかというのは多分、今の自治体ではほかのところも含めて想定はしていないと思うんですけども、そういったものも疑問を持たれるので、そういったものも報告義務として課すというパターンも、この

協議の中で御決定いただければあり得るのかなというところもありますので、兼業の報告の義務の範囲というものは、こちらの条例の定める中で御決定いただく必要があるかなと思っております。

○吉田要議員　ありがとうございます。そういう意味合いでは、会派としては、これは丸を入れるべきというところで、また文言整理のところを丁寧にやりたいと思います。

○山本香代子会長　どこまで範囲を広げるかとか、いろいろこういう細かいところがあるので、一応また、これをもう少し、文言整理ももちろんなんですが、協議をもっとしていきたいなと思っておりますが、そういう形よろしいですか。

○大嵩崎かおり議員　文言整理はあるかと思うんですけども、本人のみかとか区に関わる法人だけかとかというのはあるけれども、基本的に入れるということについては、みんな賛成ということで確認していただいた。

○山本香代子会長　もちろん入れる方向で考えていくんですけど、中身のほうは協議をしていきたいと。以上です。

続きまして、項目7、住民・議員の調査請求について御意見を聞きたいと思っております。

○さんのへあや議員　三角で記載しているんですけども、規定は必要だというところで、文言整理が必要ではないかという意味での三角なので、その点だけ述べさせていただきます。

○山本香代子会長　ほかに。いいですか。

○大嵩崎かおり議員　請求期間なんですけれども、1年というふうに案ではなっているんですが、やはり1年では短過ぎるので、任期4年のうちというのも、最後のほう、任期の最後のほうで分かった場合は、結局1年になってしまうので、これは、期限は、請求期限というのは定めなくてもよいのではないかと。議員の職にある間は請求できることとするのが望ましいのではないかとというのが1点。

それから、区民が請求できる人数については、基準がないわけなんですけれども、ただ、ある程度、根拠があったほうがいいのではないかとということで、事務監査請求の有権者の50分の1以上というのを当てはめたらどうかと。

あと、議員については、事務局案のほうにもある懲罰動議提出の8分の1を参考に

したらいいのではないかというのが私たちの提案です。

○石川邦夫議員　うちの会派も様々な状況の中で、どれぐらいの人数、こうしたものがいいのかというのが出ているんですけども、一応出させていただいたのは、100人以上でも現状としてはいいんじゃないかと。様々な委員会などでの陳情で、様々署名なども行われておりますけども、結構100名の署名を集めるのもかなり大変、こうした状況の中で考えていくと、先ほどありました、新宿区は100人以上という形になっていて、幾つか審査請求がやはり何件かあり、中身によっては、現実不採択とか認めない、こうしたものも出ている状況を考えていくと、結構活発に行っていく状況を考えていくと、あまり人数を増やして、現実、かなり審査請求に上げるまでがなかなかできなかったりする部分を考えていくと、100人ぐらいの、こうしたもので、現実、審査が行われるような形のほうがいいのかなと思っています。

これは意見として、よろしくお願ひしたいと思います。

○古賀じょうじ議員　書かせていただいているように、期限のところを、調査請求の期限、こちらのほうは特に必要ではないんじゃないかと考えています。

あと、人数のところです。これは非常に意見が割れて、何とも言えないというところで、ただ一致しているのは、少ない人数であるのに越したことはないだろうということで、この辺りはいろいろな会派から出たところの意見を集約して、それに合わせていただきたいなと考えています。

以上です。

○さんのへあや議員　すいません、人数について皆さん触れていらっしやったので、私、ここに明記させていただいたんですけども、市民1人以上でもそもそもいいんじゃないかなと思っていて、住民監査請求とか情報開示請求って住民の方1人でもできるのに、議会に対して請求するのは、1人じゃできないというところの説明の整合性につかないなという考えでいたので、あくまでも1人以上でいいんじゃないかというところを明記させていただきました。

○山本香代子会長　ほかにございますか。こちらはまだ、もう少し協議をしていかなければいけない項目だと思いますので、ただ、これを条文に入れるということに関しては、多分皆さん、よろしいということだと思いますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、そのように、また協議をさせていただきたいと思います。

続きまして、項目8、政治倫理審査会について御意見を聞きたいと思います。

○石川邦夫議員　うちとしては、三角、つけさせていただいています。

資産報告のこうしたものに関して、様々な政治倫理条例、いろいろ制定されているところを確認していきますと、資産公開というのも後で出てくるんですけども、資産公開はうちの会派の中でもかなり反対がございます。

こうした中で、資産の報告に関しては、審査請求による当該議員に全て求めるわけではなく、審査会で必要だと認められた場合に審査報告を行っていく、こうしたものの請求ができるところが、かなりいろいろなところで取り組んでいるものですから、こうした中で、事案解明のため、必要と認めた場合において、審査対象議員に対し、資産報告書の提出を求めることができるというのを、江東区議会でも入れるべきではないかということを考えて、三角で、意見として出させていただきました。

○大嵩崎かおり議員　私たちは公平性、公正性を期すために、構成員は議員以外の区民と有識者、有識者というのは司法や会計等の専門家というふうにすべきだと思います。

それから、設置については、議長の諮問機関ということで設置をして、あと申請期間についても60日以内ということで提案をさせていただきました。なので、ポイントはお手盛りという批判を受けないために、議員以外の審査会とすべきというのが、私たちの意見です。

○吉田要議員　うちの会派としても、議員を除いたという前提で丸という形でお願いしたいと思います。議員を除いてというところで。

○古賀じょうじ議員　先ほどお手盛りという単語を使っていただきましたが、同じ意見です。議員がやろうが、外部有識者、区民がやろうが、結論が変わってはならないと思いますし、そういった意味では、議員は半数以下とする、これは明確にお願いしたいと考えています。

○さんのへあや議員　私も、あと無所属のまにお議員もおっしゃっていたのが、審査会には議員が一切入らないようにしてほしいという前提で丸をつけさせていただきました。

した。

○石川邦夫議員　先ほど、資産報告書の件は話させていただいたんですが、臨時型か常設型に関して、いろいろなところ取材もさせていただいています。結構、実は常設が多く取り組んでいて、審査請求がなかった場合は、臨時だと何年も一切開かれていない、こうした実情がございます。こうした中で、常設でやっているところに関しては、任期を2年にしていくので、審査請求が一切なくても2年に一度は、現状としては審査会が開かれて、任命のこうしたものが執り行われています。

現状としては、議員がいない場合も多少あるんですけども、ほとんどのところは議員が多くではなく、少し僅かでも、議員が1名とか2名、参加をしている、議会でも現状、審査会の取決めがありました。

こうしたことを考えていくと、前回の研修会では、あまり議員が、当事者が入っていくのはどうかという意見はあったんですけども、代表して何名か議員が行くのは、常設にしても、現実、民間の有識者だけだと、審査が、現実請求がされて、審査会を行っていく場合に、急に出てきたりとかということを考えていくと、多少議員の対応もせざるを得ない部分もあるのかなと思っておりまして、常設でも審査会が、請求がなくても2年に一度開かれたりとかと考えていくと、やはり臨時だけではなくて常設の対応もできないことはないかなと。

さらに、常設とはいえ、現実、いつ開かれるか分からないこうした状況を考えていくと、議員を何人も入れるのではなく、少ない人数でも入れていく部分に関しては、いろいろなところに電話で確認を取ると、多少、有識者だけで集められるかどうかもある、議員を何名かお願いしているというところもあったので、現状としては、議員が一切なしじゃなくてもいい部分あるのかなと思っています。

○川北直人議員　会派としては、右側に書いてあるとおりなんですけれども、審査会としては、非常設、任期制になるんだろうなと想定しています。審査請求が成立した際に、改めて議長から委嘱をして構成されるという立てつけです。

構成については、10人程度のうち、半数以下の議員を4人程度入れる方向性もいいんじゃないかと。理由は、政治の活動に対しての審査がなされるときに、やはり政治活動特有な意見というのは必要になるんだと思っています。

例えば、少し戻っちゃいますけど、不正な契約の働きかけ等々なんかも規定されたとしたときに、その活動が真に政治活動の延長なのかどうかというのも、これは客観的なことだけ見てしまえば、例えば、議員が紹介した企業が、結果として、区の執行部のほうの契約にかなって、区の仕事を受注することになりました。でもそれを、その絵面を、全く中のことを分からない方が客観的に見たときに、区の議員が紹介したから、その団体が利益を得たことになったんでしょという意見ばかりになってしまう可能性もありますし、そうした点では政治活動をある程度理解している方が審査会に入っているというのは、過半数とは言いませんけれども、必要だと思っております。

あとは、区民と、識見者といいますか、有識者で組織されるのはいかがでしょうかという案です。

○大嵩崎かおり議員　常設か非常設かというところがあるんですけども、資産報告をする場合には、毎年1回、資産報告をするということになるわけで、そうすると、やはり常設の審査会が必要だというのが先日、研修会の中でも、先生がお話しされていたところではないかなと思いますので、その議論もあるかなと思います。どういう形にするか。

○山本香代子会長　こちらは当然、条文には入れるという方向で皆さん一致していると思うので、ただ、常設なのか非常設なのか、あとは、審査会のメンバーとして議員を入れるか入れないかというところが多分、今、いろいろ御意見があるので、こちらはもう少し協議を深めていかなければいけないと思いますので、そういう形でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そのようにさせていただきます。

続きまして、項目9、議会の措置について、意見を聞きたいと思います。

○川北直人議員　これ、先ほど、次長のほうから御報告を冒頭にいただきましたが、措置のことについては、議長がというよりも議会が措置を講ずるという条文の立てつけがよろしいんじゃないかと思います。

それから、実効性の観点から、当然条文例のほうには、1から4まで具体の措置の内容があるんですけども、基本的には審査会が提言するのかな。審査会において提

言されたことについて、議会としては、議会は区民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるというところで、もう一つ、議会側に対応を議論する余地があってもいいんじゃないかなと思っております、実効性の観点も含めて。それから、ことが、このときを想定しますと、タイミングとして、推定無罪の原則も取らなければいけないとかというタイミングも出てくると思いますので、措置の具体を決めておく必要性はないかなと思っております。

○大嵩崎かおり議員　措置については、議長個人の判断ではなく、ですので、主語は議長はということではなくて、議会はということにしたらどうかというのが意見です。

措置については、これで妥当なのかどうかというのは議論が必要かなと。私どもとしては、これでいいと思っはいるんですけども。

○山本香代子会長　そうしますとこれは、これって少し文言整理でまとまる話になりますか。根本的にここは全然違うというところはそんなにないと思うんだけど、どちらにしても、こちらも条文に入れるということは皆さん同じだと思うので、中身をもう少し整理して、またお示し……（「議長は、となっているのを議会は、と」と呼ぶ者あり）それは議長が勝手に判断、1人で決めるのも、それはプレッシャーだと思いますので、議会はという形で私はよろしいかと思えますけども。皆さんの御意見を聞いて、取りまとめをするのが、立場的には議長がするから、「議会が」ということでよろしいかと思えますけど、それはそれで、大嵩崎議員の部分はそういった形で反映できるかと思えますが。

ほかは、大丈夫ですか。いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

これはもうまとまったということで、では、こちらはそういう形でまとめさせていただきます。

続きまして、項目10、請負等の制限について御意見を聞きたいと思えます。

○川北直人議員　理由のほうに書いてあります。政治資金規正法とも、考え方と根拠は一緒なんですけど、地方自治法において準拠している、請負は認めるべきであると思っております。中には、区との災害協定を締結している、そうした際に請負も生じる可能性も想定されるですとか、様々兼業されている方々にとっての死活問題となり得る

ことで、そもそもが、これ努力義務が想定されていたのかな。努力義務でしたよね。努力義務であるならば、そもそも規定することないんじゃないかという意見もあったところがございます。

以上です。

○吉田要議員　うちの会派でもバツをつけさせていただいたんですが、法の規制の中の範囲であれば、可能となったということと、この前の研修会で、江東区の議員の成り手不足というような小さい話ではなくて、全体を考えたときに、今おっしゃられたように、兼業の議員さんというのは一定数いるわけですので、この法律の範囲の中であればいいんじゃないかという意見が多かったのでバツをつけさせていただきました。

以上です。

○山本香代子会長　丸の方の御意見をお聞きしたいんですけど。

○さんのへあや議員　もともと自治法では、請負禁止の規定が規定されておりまして、ただ、その中に配偶者ですとか、結局親族の方の請負というのは禁じられていないので、悪用されるというか、名義を貸して、実質、親族が請け負うという形を取られているということもあり得ますので、努力規定というところを前提に、配偶者ですとか親族の方の請負というところも、地方自治法をカバーするような形で制限していいと考えております。

○石川邦夫議員　会派としては、現状としては、丸にしています。現状として、今は議員でも、業務の主要部分を占めなければ可能という規定はあるんですけども、とはいえ、関わったそうした企業がいろいろ取り組んでいくと、どうしても区民の信頼を損なう、または疑問視される部分もあるので、こうしたものは気をつけなければいけないという形で思っています。

特に、様々な区でも結構こうした条例の案文で入っているところもありますので、ポイントの中でもあります、現状として、それを行っていかないというのではなく、努める旨を定めるということに関しては、非常に重要なことと思っております、努力義務の中で、単なるやっつけはいけないという形ではなく、努める旨を定めていく、こうしたものに関しては、いい形で、江東区でも、この条例に関して、いい形になっていくかなと思っておりますので、丸をつけさせていただいています。

○大嵩崎かおり議員　今までは代表者を妻にするなどして、引き続き、仕事を請け負っているという方もいらっしゃいましたけれども、それは、名義が変わったというだけで実態は違うわけですね。だから、そういったことまでは防げないかもしれないんですけども、努力義務として、議員という特別な立場にある以上、区からの請負というのは辞退するように努めるというのは、私は必要だと思うんです。やはり区民の疑念を招かない、あくまで区民の疑念を招かないようにというのが主眼ですので、私は必要だと思います。

○山本香代子会長　これ、意見分かれますね。

○古賀じょうじ議員　今回の条例をつくる、そもそもですが、地方自治法などある中、それ以上に厳しくしようと、我々の身を律しようというのが趣旨です。そう考えると、このような努力義務規定を入れるというのは正解ではないかと考えています。

○山本香代子会長　これは意見が真っ二つに分かれておりますので、もう少し、条文を入れる、入れないも含めて、少し協議をさせていただければと思いますが、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

では、そのようにさせていただきます。

次に、項目11、指定管理者の指定辞退について御意見を聞きたいと思います。これも同じですね。同じようなことで。御意見も同じ。ということは、これも10番目の請負等と同じ扱いにさせていただきたいと思います。協議を深めていくということで。終わります。

続きまして、これの次は項目12、依頼等の記録義務について、御意見を聞きたいと思います。

○古賀じょうじ議員　これ事務局に質問なんですけど、区側がつくる記録表、これは審査会で利用するというか、閲覧するというか、活用することは可能なんでしょうか。

○事務局次長　記録義務の公開については、区側が公開できるかどうかも含めて判断するといった形になるかと思っています。なので、今ここで、記録表が全て審査会のほうで、個人情報も含めて提出できるかどうかについては、個人情報の関係の中で、どこまで区側が出せるかという形の判断になるかと思っています。

以上です。

○古賀じょうじ議員 何か違反が起こった場合、区側が残している記録というのはとても重要な資料になってきますので、それが使えない、閲覧できないとなると、ちょっと心配だと考えています。この条文を入れるかどうかは別として、何らかのそういった規定は必要になってくるのかなと考えています。

○山本香代子会長 ほかに。今、依頼等の記録義務が条文に必要だという主張をしているのは、今、維新さんだけなんですけど、ほかの会派は皆さん必要ないということ、条文として。そこを皆さんの御意見聞きたいと思います。

○大嵩崎かおり議員 基本的な議員活動を、逐一、議長に報告、提出するということになる、これはあまりにも煩雑になりますし、そこまでは、私は必要ないと考えます。

○山本香代子会長 ほかに。これも議長の立場として、まさしく逐一報告されても困りますというレベルでございますので。

○古賀じょうじ議員 私も逐一は、正直言うと、記録に残らなければあれですけど、面倒くさいので避けたいです。ただ、先ほど言ったように、さっきの疑問点は、何かしらの形で解消されとうれしいなということで、それはまた別問題ということで対処していただければと思っています。

○山本香代子会長 ということは、維新さんも歩み寄っていただくということで、条文に入れないということでもとめてよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、そのようにさせていただきます。

続きまして、今度は13番の資産公開について、御意見をいただきたいと思います。いいですか。資産公開について。

○さんのへあや議員 多くの会派の方が必要ないというところでおっしゃってはいるんですけども、一応、贈収賄の防止という観点からは資産公開は有効だとされておりまして、一応、都議会では、配偶者の方の資産も併せて一緒に公開されているというところで、江東区もそれに準じる形で公開するのは特段問題がないのではないかと考えております。

○大嵩崎かおり議員　私たちも、少なくとも議員本人の資産公開については、規定すべきだと。それにより不正を防止するという、そういう効果があるものと思いますので、資産公開については規定すべきだと思います。

○石川邦夫議員　個人的には、先ほどもありました議会の措置、最後、一番重いのは辞職勧告という形ですけども、勧告、本人がどう考えて行っていくかと、現実、議員の職を剥奪とか辞めさせることができない、こうした状況の中では、資産公開に関しては非常に大きな意義があると思っています。

ただ、先ほど申したように、資産公開に関しては、会派としては、私はやっていきたいと思っていたんですけども、会派では反対の声が多く、会派の中では、現実、資産公開はしない方向で会派として提出をしてほしいという形になりました。こうした中で、先ほども申したとおり、審査請求に入った当該議員のみに関しては、資産公開をするかどうかは別として、審査会として求めることができる措置が入れば、そこに準じて対応できるかどうかはあるんですけども、こうしたものも一つ大きな、勧告につながる大きなものとしては、効果は非常に大きいかなと思っておりまして、資産公開するかどうかは、審査会の中身でどうかと。

そうしたものに準じていかない、報告書も提出しない、こうした場合に関しては踏み切るケースもあると思うんですけども、審査会の中での対応としていくには、大きな意義があるかなと思っておりまして、資産公開に関しては、基本的にはやらない方向で、会派としては提出をさせていただきます。

○古賀じょうじ議員　うん千万と賄賂をもらって、資産が前年比でうん千万増えたら疑う人もいるんでしょうけども、30万増えて、現金が30万増えましたと。それを見て疑う人はいないと思うんです。なので、実務上も本当に意味があるのか、また、本当に心理的な抑制効果につながるのかどうかというのは非常に疑問に思っております。

○さんのへあや議員　議員になった後に、必要があれば資産を公開していくことができるというので、資産公開が必要なんじゃないかという御意見もあったんですけども、そもそも議員になる選挙の段階から、資産を公開してまで、この人は議員になるという、身の潔白じゃないですけども、別にやましいことが何かあるわけでもなく、税金で私腹を肥やしたいという思いがあるわけでもなく、本当に自分自身は潔白です

というところを、資産の公開というのはその段階で議員を選ぶ条件になるというか、私はすごく、その段階から資産公開は必要だと思っているので、議員になって、必要があれば公開していきますというよりかは、もう我々議員として、一切そういうやましいことがあって、お金目的で議員になったわけでもないというところをちゃんと証明する手段として、私は資産公開というところは必要だと思っているので、その点での丸をつけさせていただいたというのは、御理解いただければと思います。

○吉田要議員　基本バツでいいのではないか、必要ないという考え方なんですけれど、まさに今、審査会で必要と認めた場合の該当議員ができるようにしておく規定が残っておけばいいのかなと思っています。

自治体議員、特に私たち基礎自治体議員は、生活の中で物すごく有権者と近い状況にあります。今、さんのへさん言われたように、身の潔白を示すなんていうのは、もちろん議員活動の中で私腹を肥やすなんていう考え方を持っている人間なんかは当然、もういない前提の中でも、要は、自分たちの生活に近いところで、自分たちの資産を隣近所の人にわざわざ公開するところまでの必要性が果たしてあるかという、ないと思っていますので、該当するような事案が出てきたときの審査会のルールというものを残しておけば、それで十分でないかと考えます。

○大嵩崎かおり議員　ただ、資産報告書になりますと、毎年提出が義務づけられるということになるわけで、そうすると、その変化もチェックしやすいということになるわけですね。審査会で出すことができるということだと、その方法が、どの範囲の請求ができるのかというのもあるかと思うんですけれども、変化というところがやはり分からないわけですね。

私たち、自分たちを厳しく律するためにも資産報告をするんだというところがあるからこそ、不正の未然防止にもつながるんじゃないかと思っていますので、なかなか私たち、実際のことを言って、大変厳しいと思いますよね。だけれども、もう今は、それをやる必要があるというところを自覚すべきではないかと思っています。

○山本香代子会長　これは全く御意見、分かれております。ただ、資産公開することで、自分なりの潔白をというところは、それはちょっとまた違うのかなという認識はあります。

また、資産公開によって、逆にほかのことで、逆に議員活動の中で、違った支障が各議員に及ばないかどうかというところは心配です、個人的には。これってなかなかナーバスなところの部分を全て公開するわけですから、要は、今回の政治倫理条例をつくるに当たっての項目の一つに入っているけども、我々はしっかり不正がないということのあかしとして資産公開をするということであれば、それはちょっと、資産公開をしたからといって、その人が不正したかどうか分かるかということとそうでもないんです。だから、これはもう一回持ち帰って、持ち帰ってというよりも、お二方、お二会派にもう一回考えていただきたいと思います。

○さんのへあや議員 事務局の方に依頼させていただきたいんですが、資産公開の部分で今、御提案があった、審査会で必要があれば資産公開ができるようになっているところが23区の中であるかどうか。そもそも年に一度の資産公開を求めているというところがあるかどうかというところを、次回の協議までに御整理いただくと大変ありがたいです。

○事務局次長 答えられる範囲で、今お答えします。

資産公開をやっている23区、23区内で条例を定めている自治体、今、墨田区、北区、新宿区ですけど、こちらに資産公開の条例は載っていない状況です。

先ほど石川議員より御発言がありました、審査会の中で収集しているといった内容の条文を条例上、載せているという自治体は全国でも幾つかあるといった状況です。

以上でございます。

○山本香代子会長 こちらは、少しまた協議したいと思いますので、この項目は終わりにさせていただきます。

次に、項目14、問責制度について御意見を聞きたいと思います。みんなだんだん疲れてきておりますが、頑張りましょう。

○さんのへあや議員 去年、元議長が逮捕をされたときに、やはり議会としても行政としても司法判断に任せると。その間には、何か区民から説明を求められても、いや、司法に任せているというところの言葉しか説明することができなかつたと。私自身も議員として非常に苦しい思いをしたんですけども、この部分に関しては、事務局からの参考のところには4つ、説明会の機会を設ける事例というところで挙げていただ

いているんですけれども、逮捕後に関してとかという、タイミングによっては開かなければならないですよというのではなくて、被疑者から申し出て、逮捕後であっても説明がしたいんだという場合においては認められてもいいのかなと思っておりまして、起訴後の説明会というところに関しても、区民がそもそも請求できるようにするというので設けておけば、議会としての説明責任といいますか、議員、被疑者本人の説明責任というところも果たすことができるのではないかなという思いで、問責制度はあったほうがよいと考えております。

○川北直人議員 私たちはバツにしています。書いてあるとおりではあるんですけど、プラス、加えて司法による逮捕・勾留権が発動されているときに、有権者が有権者としての権利を行使して選ばれた議員がどういう状況にあるかという、当然、その後、裁判によって、無罪なのか有罪なのかというのが決まるんですが、社会的には、かなりな状況になっているはずですよ。

そうしたときに、今、さんのへさんのほうからありました、本人から例えば説明がしたいということがあれば、これはそのときの議長、副議長がしっかり意見を聞いていただくなり、そうしたところの必要性というのはあると思うんですが、問責制度という形で、司法に今、まさに逮捕・勾留されたり、されている方を、あえてこちらが何か主体的にやっていく必要性は全く実効性の面でもないんじゃないかと思っております。

○古賀じょうじ議員 我々も必要ないと思っているんですが、事前に文書なり、弁護士を通してなり、あとは最近ではSNSを通してなり、もう事前に釈明をする機会は十分にありますし、される方も多いと思います。その中で、わざわざ審査会のためだけに釈明をする、審査会のためだけに新たな情報が出てくるというのは、まず、ないと思いますので、必要ないという結論でございます。

○大嵩崎かおり議員 これは審査会のためにする釈明の機会ではないと理解をしているんですけれども、自ら釈明したいということで説明をされる方ばかりではないと思うんですよ。ですので、起訴された場合は説明会の開催を求めることができるではなく、起訴後は開催しなければならないとすべきだと思うんです。

そのときの状況が、拘留され、期間が長くなる場合もあるかもしれませんが、

それから開催されない場合、議会が、先ほど議長が説明させればいいんだというお話もあったんですけども、議会として一致しないという場合も想定されるわけで、そういう場合には開催できないということになりますので、これは区民が開催を請求できるというところも、きちんと定める必要があるんじゃないかなと思います。

三角にしたのは、基本問責制度は必要だという立場ですけれども、記載の内容の点で意見がありましたので、三角にしました。

○山本香代子会長　ほかにはいいですか。

実際、これ現実ありました、こういった場面がね。なって、確かに説明責任を果たしてもらいたいという気持ちがありましたけども、実際、もう起訴された後というのは、例えば、開催しなければならぬとか、そういったところの縛りは、まず、厳しいです。現実にも実効性が果たしてあるのかということになりますと、ないと私は思います。そういったところも含めて、もう一回お考えいただいて、また再度、この件に関しては協議をさせていただければと思います。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で終わります。

続きまして、次に、その他必要な項目ということで、誓約書について御意見を聞きたいと思います。

○さんのへあや議員　前回、開催していただいた勉強会のところで、誓約書のところも条文の中に規定したほうが良いのではないかという先生からの話がありまして、実際に、規定例も30日以内に誓約書を議長に提出してくださいねというところで記載されているところがあったので、私は誓約書があったほうがよいと考えているんですけども、皆様いかがでしょうか。

○山本香代子会長　皆様、誓約書の必要性は。

○川北直人議員　御提案なので、会派にはしっかり持ち帰りたいと思いますがということで、例えば、さっきまだ結論は出ていませんけど、例えば努力規定が入っていたりとか、人の見方によっては全く解釈が異なっちゃうようなことが、例えば条文に入ったときに、結果として、この項目の中で、例えば審査請求の対象になってしまう議員が出てしまうということだって想定できますので、ここはやはり、これから条文を見

直して、これから協議していくところについても、議員の選挙で選ばれている議員の仕事とか立場というところも非常に重いというところ、それから、これが乱用されていけないような歯止めも必要なんじゃないかというところを、今、さんのへさんの誓約書の御提案について、今ふと思ったところでございます。

会派に持ち帰って、しっかりそれは検討したいと思います。

○吉田要議員　これも、うちも人数が多いですので、会派持ち帰りとさせていただきます。

○山本香代子会長　ほかによろしいですか。

では、持ち帰っていただいて、また再度、御意見を伺いたいと思います。

次で、これ、やっとなら最後です。自由意見について御意見を聞きたいと思います。自由意見いただいているところがありますので。

○吉田要議員　1点出たのが、ソーシャルメディアの運用ガイドラインを設置する必要があるという意見が出ておりました。ただ、これは先ほどのセットでとなったところにも関わってくるのかなと思いましたが、人権侵害、名誉毀損につながる場所として、一緒にするかというと、また別であっていいんじゃないかなとも思うところなので、ソーシャルメディアの運用ガイドラインというものについて、これは事務局に、これはもし、案の御提示というか、いただきたいなと思うんですが、どうでしょうか。

○事務局次長　まず、そういったソーシャルメディア運用ガイドライン、先日の研修で、1自治体、参考にありましたが、事務局としては、こういったガイドラインを策定している自治体がほかにもないかどうか等々を、調査をさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○古賀じょうじ議員　今いただいたところで、先ほど人権侵害のところ、公明党さんのほうも書いていましたが、非公開の会議の内容に関する情報を発信しないといったところ、我々も新人議員3人で、この辺りの取扱いが正直分からないところもありましたので、それぞれ各自が気持ちよく仕事できるためにも、ぜひこういったところは明文化、統一していただきたいなと考えています。

○山本香代子会長　もう一つの、さんのへさんの。

○さんのへあや議員 審査会の審議を公開するか否かというところも、今後審査会の設置の条文の中で議論されると思いますので、あえて、ここで申し上げますと、本会議同様に原則公開で、傍聴については、同じように規定を設けるべきと考えております。

以上です。

○大嵩崎かおり議員 今回の倫理規程とかソーシャルメディアのガイドラインの件で、非公開の会議の内容についてというところも、非公開の会議であったとしても、決まればもう公開してもいい事項になるとか、いろいろその辺が難しいかと思うんですよ。だから、議員として知り得た情報を、当然、区民の皆さんに報告をするという義務が一方であるわけなので、その辺を、一律非公開の会議の内容を公開しては駄目というところも、支障が出てくるのではないかと危惧をしております。なので、その辺も慎重にしたほうがいいと思います。

○古賀じょうじ議員 禁止にしてくださいということを行っているんじゃないかと、明文化して、皆さんが気持ちよくできるようにしましょうということです。

○さんのへあや議員 ソーシャルメディアの件に関してですけども、私、昔、台風9号が江東区に来るときに、議員に対して情報提供がなされた避難所のリストというところを、これ事前に区民の皆さんも知っておいたほうがいいんじゃないかなと思って、ツイッターで公開したときにすごく怒られたことがありまして、やはりその情報を公開してもいいものなのか、駄目なものなのかという、その理由も含めて、行政側に確認をするというところでコミュニケーションが取れていれば、問題がない話なんじゃないかなと思いますので、あえて、これはいいです、駄目ですと規定する必要はないんじゃないかなと思っております。

○山本香代子会長 ほかに、この件いいですか。

それでは、本日の検討会では、各会派から様々な意見をいただきました。各項目について、文言整理の上、おおむね了承できる項目や議論が分かれている項目等がある状況です。

そこで、本日の協議を踏まえ、事務局と調整し、おおむね了承できた項目を中心に内容を少し整理した上で、再度議論を進めていく上でのたたき台を作成し、具体的な協議を進め、意見が分かれている項目については、並行して条例に盛り込むか否かを

協議してまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 山本香代子会長　いいですか。本日出た意見で、特に意見の異なる項目について、改めて会派に持ち帰っていただき、ほかの会派から出た意見も踏まえて、会派の中で整理をしていただきたいと思います。

◎協議事項2　その他

- 山本香代子会長　最後に、協議事項2、その他を議題といたします。

何かございますか。大丈夫ですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 山本香代子会長　事務局から何かございますか。

- 事務局次長　1点だけ、次回の検討会の日程を御案内いたします。

次回10月27日金曜日、午後1時から開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 山本香代子会長　それでは、本日の検討会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前11時43分　閉会